

令和2年4月8日

川崎商工会議所

緊急事態宣言（新型コロナウイルス感染症） に伴う川崎商工会議所事務局体制について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、政府発令の緊急事態宣言を受け川崎商工会議所は対象期間中、事務局職員を一部在宅勤務とすることと致しました。

これに伴い会員の皆様をはじめ関係者様には、ご不便をお掛けする場合がございますが、同感染症の拡大防止に努めるため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈事務局の窓口対応〉

1. 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」をはじめ、通常業務を行います。その他、不要不急の接客・お打合わせにつきましては、控えさせて頂き可能な限り電話・メール・FAX等にて対応させて頂きます。
また、職員は出勤後、事務所のみでの業務とさせて頂きます。
2. ご来所いただく際は、手消毒の徹底をお願いいたします。
3. 事務局職員はマスクを着用し業務に従事いたします。

なお、今後、政府等の発表・対応を踏まえて、事務局対応を随時見直す可能性もございます。

以 上